

諫早市介護予防・日常生活支援総合事業指定通所サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める規程（平成29年告示第20号）新旧対照表

（第2条関係）

改正案	現 行
<p>（従業者の員数）</p> <p>第5条 指定通所サービス事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定通所サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「通所サービス従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者（<u>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）をいう。</u>）とし、当該指定通所サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>7・8 （略）</p>	<p>（従業者の員数）</p> <p>第5条 指定通所サービス事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定通所サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「通所サービス従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____とし、当該指定通所サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>7・8 （略）</p>